

■ 自治体いじめ防止基本方針 チェックリスト ■

都市名：

採点者：

日付：

No	項目／点数基準／評価基準	いじめ法等	点数
PDCA サイクルの仕組み			
I	1 理念・方針 点数 ◎..... 5 ○..... 3 △..... 1 ×..... 0 理念・方針【理念が記載されているか】・自治体の特性を踏まえた具体的な内容 ○・胸を打つもの ○・単に法律等を引き写しただけのもの △※複数の○があるなど、とりわけ評価すべき場合 ◎	法6条、法12条	
	2 年間計画 点数 ○..... 3 △..... 1 ×..... 0 【年間計画が記載されているか】・日にちや実施内容等が記載された具体的なもの ○・項目のみ △	法12条	
	3 予算措置 点数 ○..... 3 △..... 1 ×..... 0 【いじめ対策に、特別の予算措置を講じているか】・増額や増員を、前年と比較して具体的に明記している ○・増額や増員を目指す旨抽象的に記載するのみ △	法10条	
	4 人員措置 点数 ○..... 3 △..... 1 ×..... 0 【いじめ対策のために、具体的な人員措置を講じているか】・いじめ対策のために現場の人員を補充している ○・外部の専門家を確保している ○・人員措置を講じる旨抽象的に記載 △	法18条	
	5 学校の基本方針のひな形の公開 点数 ○..... 3 ×..... 0 【学校の基本方針の策定のひな型となる自治体の基本方針を公開しているか】・学校が基本方針を策定する上でひな型となる基本方針案を一般人にも公開している ○	法12条・13条・34条	
	6 アンケート 点数 ◎..... 5 ○..... 3 △..... 1 ×..... 0 【自治体主導の定期的なアンケートを実施しているか】・アンケート項目や分析結果を公表している ○・自治体に報告されたいじめの存在・件数等を積極的に公開している ○・実施することを抽象的に記載 △	法16条1項	
	7 調査・研究 点数 ○..... 3 △..... 1 ×..... 0【いじめに関する調査・研究を実施しているか】・調査・研究の内容が具体的に記載されている（例：「いじめの実態に関する統計学的な調査」「いじめが児童等の心身に及ぼす影響に関する研究」） ○・実施することを抽象的に記載 △	法16条1項、法20条	
	8 見直し 点数 ◎..... 5 ○..... 3 △..... 1 ×..... 0 【基本方針を見直すことを予定しているか】・見直しのための日程が確保されている ○・見直しに当たり、学者、弁護士、医師、福祉・心理の専門家、NPO等外部の専門家の意見を取り入れる旨明記している ○・アンケートや調査・研究と見直しが関連付けられている ○・見直しに当たり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、PTA団体、児童・生徒の団体、教職員団体等、関連する専門家・団体の意見を取り入れる旨明記している ○・行政内部の見直すことを抽象的に記載 △※複数の○があるなど、とりわけ評価すべき場合 ◎	法12条、法20条	
自治体内部の組織構成について			
II	1 設置 点数 ○..... 3 △..... 1 ×..... 0 【教育委員会に、いじめ対策に特化した組織を設置しているか】常設している ○常設していないが設置している △	法14条3項	
	2 構成 点数 ○..... 5 △..... 3 ×..... 0 【自治体内部に構成する何らかの組織（重大事態に対する組織は除く）のメンバーに外部者を入れているか】・NPOメンバー、弁護士、医師等完全に外部の有識者を組織に入れている ○・警察、民生委員等、公職に就く外部者を組織に入れている △	法14条3項、衆附三項、参附六項	
法22条の「組織」について			
III	1 内部職員の構成 点数 ○..... 5 △..... 3 ×..... 0 【組織のメンバーにいじめ防止を実行的に行える内部職員を入れているか】・学級担任、教科担任等の学校現場に携わる者を必ず組織に入れ、数年で全ての教職員が一度は関与するようにしている ○・学級担任・教科担任等の内部職員を組織に入れることを求めるのみ △・いじめを専門に扱う一部の教職員のみで構成している ×	法22条	
	2 外部者の参入 点数 ○..... 5 △..... 3 ×..... 0 【組織のメンバーに外部者を入れることを勧めているか】・PTA、NPOメンバー、地域住民の代表、弁護士、医師等、完全に外部の有識者を組織に積極的に参画することを義務付けている ○・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、日常的に学校の内部で活動する外部者を組織に入れることのみを義務付けている △・外部者を入れることを勧めるのみで、義務付けていない ×	法22条	
	3 役割 点数 ○..... 3 △..... 1 ×..... 0 【いじめに関する全ての情報を集約させることを勧めているか】・自己が担当する生徒かを問わず、いじめの情報及びいじめの疑いに関する全ての情報について、組織に報告するよう促している ○・組織がいじめ対策の中核であることを抽象的に宣言するのみ △	法22条	

いじめ予防の体制作りについて			
IV	1 早期発見 【いじめを早期に発見するための具体的な手段を設けているか】・早期発見のためのチェックリスト案を公表している ○・早期発見のためのアンケート案を公表している ○・早期発見を重視する旨抽象的に記載するのみ △	点数 ○ 3 △ 1 × 0	法16条1項
	2 窓口の設置 【児童等が直接相談・通報できる窓口を公開しているか】・窓口の担当者、連絡先等が具体的に記載されている ○・窓口がある旨抽象的に記載するのみ △	点数 ○ 3 △ 1 × 0	法16条2項
	3 啓発活動 【いじめに関する啓発活動（インターネットに関するものを含む）を実施しているか】・いじめ啓発週間に合わせた具体的な啓発活動が明記されている ○・外部の専門家による定期的な啓発活動を実施している ○・実施することを抽象的に記載 △※複数の○があるなど、とりわけ評価すべき場合 ◎	点数 ◎ 5 ○ 3 △ 1 × 0	法15条2項、 法19条1項、 法20条、法21条
	4 指導方針 【道徳教育（いじめ授業等）、人権教育、体験学習等、いじめの予防に資するカリキュラムを紹介しているか】・カリキュラムの内容や時期が具体的 ○・学校が求める場合に外部者をあつせんする仕組みを設けている ○・いじめ予防に資するカリキュラムを設ける旨抽象的に記載するのみ △※複数の○があるなど、とりわけ評価すべき場合 ◎	点数 ◎ 5 ○ 3 △ 1 × 0	法15条1項
	5 自主的活動に対する支援 【児童の自主的活動に対する支援を明記しているか】・自主的活動の例示が豊富 ○・支援の内容が具体的（講師の派遣、予算措置等） ○・支援をする旨抽象的に記載するのみ △※複数の○があるなど、とりわけ評価すべき場合 ◎	点数 ◎ 5 ○ 3 △ 1 × 0	法15条2項
	6 学校の年間計画の具体例 【学校の年間計画の具体例を記載しているか】・学校が基本方針を策定する際に参考になる年間計画の具体例が記載されている ○・いじめの予防教育を科目横断的かつ学校教育活動全体を考慮して年間計画を策定するよう求めている ○・年間計画を策定する必要があることを明記するのみ △	点数 ◎ 7 ○ 5 △ 3 × 0	法13条、高崎市教育委員会「学校におけるいじめ防止プログラム」参照
	7 学校のいじめ防止基本方針 【学校のいじめ防止基本方針の策定に当たり、児童、保護者、地域住民等の意見を取り入れる仕組みを設けているか】・意見を取り入れる仕組みとして、外部の専門家と協力していじめ防止基本方針を策定する仕組みを推奨する等、内容が具体的に明記されている ○・意見を取り入れることを推進する旨抽象的に記載するのみ △	点数 ○ 5 △ 3 × 0	法13条、15条2項、参附三項参照
	8 情報の共有 【いじめの事実を保護者に共有することが明記されているか】・情報共有のための具体的な方針や手段を明記している ○・情報を共有する旨を抽象的に記載するのみ △	点数 ○ 3 △ 1 × 0	法23条
	9 学校評価 【学校が隠蔽を防止し、適切な対策を採るための評価基準としているか】・いじめの存在を学校評価においてマイナスに評価しない旨明記している ○・いじめの防止等の制度の構築や、いじめの対策を適切に行っていない場合には、いじめの発生の有無にかかわらず否定的評価が加えられることを明記している ○・隠ぺいを防止する旨を抽象的に記載するのみ △※複数の○があるなど、とりわけ評価すべき場合 ◎	点数 ◎ 5 ○ 3 △ 1 × 0	法34条
重大事態への対応について			
V	1 組織 【重大事態に対応する組織について、第三者委員会制度としているか】・外部の専門家を入れることを明記し、専門性、公平性・中立性を重視している ○・第三者委員会制度とする旨抽象的に明記するのみ △・自治体内部の組織を母体としている ×	点数 ○ 5 △ 3 × 0	法28条基本 28頁以下
	2 予算 【組織の予算を確保しているか】・重大事態に対応するための予算を具体的に確保している ○	点数 ○ 2 × 0	法28条
	3 情報の取扱い 【重大事態に関する情報の取扱いについて留意しているか】・情報の取扱いに関し、WHOの自殺報道ガイドラインを参考に等、既存の知見を踏まえ、具体的にガイドラインを策定している ○・取り扱いに留意する旨抽象的に記載するのみ △	点数 ○ 3 △ 1 × 0	基本30頁
その他			
VI	1 その他 【その他の考慮要素】⇒地方の実情に応じて、イラストやグラフを用いるなど分かりやすさの観点から工夫されている、児童に寄り添っていることが伝わる、加害児童に対する教育的配慮も重視している、ネットいじめについて詳細な記載がある、多数の関係機関が一丸となって対策に取り組む旨明記している等、いじめ対策に真摯に取り組んでいることが分かる記載がある場合には、裁量で点数を加する。	点数 0～8	法14条
合計			/110

■ 自治体いじめ防止基本方針簡易チェックリスト ■

あなたがお住いの「自治体のいじめ基本方針」は大丈夫??

いじめ対策推進法の目的は、いじめから児童生徒の生命・尊厳を保持することにあります。同法は、この目的を達成するために、「いじめの未然防止，早期発見，事案対処」を妨げてきた「各地域・学校の構造的問題の解決」のための措置を示しました。

あなたのお住いの自治体は、このような法の目的に沿った「いじめ基本方針」を策定しているのでしょうか。各自治体の「いじめ基本方針」について7つの重要項目で判断します。

都市名：

採点者：

日付：

テーマ	番号	チェック項目	チェック欄
A いじめのとりえ方	1	いじめの発生自体について否定的評価をしないこと、その代わりにいじめの防止等の制度を構築していない場合や、いじめ対策を適切に行っていない場合にはいじめの発生の有無にかかわらず否定的評価が加えられることを明記していますか。	
	2	いじめに関する情報を積極的かつ主体的に開示することを明記していますか。	
B 学校の基本方針について	3	現場の学校の参考となるような①年間いじめ防止プログラム例や、②早期発見・事案対処マニュアル例を公開していますか。	
	4	①年間いじめ防止プログラム例や②早期発見・事案対処マニュアル例は、地に足の着いた具体的なものとなっていますか（抽象的な理念だけを並べたもの、現場の先生に全てを押し付けるものになっていませんか）	
C 学校の組織について	5	毎年、必ず学級担任・教科担任を組織に参加させ、最終的には全ての教職員がいずれかのタイミングで組織に参加することを明記していますか。	
	6	外部の有識者を積極的に参画させることを明記していますか。	
	7	自己が担当する生徒かを問わず、いじめの疑いのある全ての情報について、組織で対応することを明記していますか。	

自治体 チェックリスト 調査報告



自治体チェックリスト

「自治体チェックリスト」調査報告
～ 各行政における、いじめ防止対策基本方針をチェックする ～

《チェックリストのみ抜粋版》
2014年10月17日発行

発行者：特定非営利活動法人ストップいじめ！ナビ

〒162-0065 東京都新宿区住吉町8-5-2A

Tel/Fax 03-5925-8558 Mail info@stopijime.org

Web <http://stopijime.jp>（情報サイト）

<http://stopijime.org>（団体サイト）

©copyright stopijimenavi